

(平成21年3月18日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認福島地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	4 件
国民年金関係	3 件
厚生年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	7 件
国民年金関係	4 件
厚生年金関係	3 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和50年10月から51年12月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年10月から51年12月まで

私は、A区役所から前夫の父の国民年金手帳記号番号が記入された納付書を送付され、昭和50年1月から51年12月まで夫の国民年金保険料と一緒にB銀行C支店で納付していた。50年1月から同年9月までの分は領収書が残っていたために納付を認められたが、領収書が残っていなかった50年10月から51年12月までの期間が未納とされていることについては納得できない。

昭和49年9月から同年12月までの期間については国民年金に加入していなかった。

第3 委員会の判断の理由

A区役所は、申立人が現在の夫と結婚した昭和50年1月に同区役所において国民年金の加入手続きをした際、本来ならば、国民年金に未加入であった申立人に対し新しい国民年金手帳記号番号を付番し国民年金手帳を交付すべきであったところ、同区役所はこれらを行わず、申立人が所持している国民年金保険料の領収書から、前夫の父の番号を記載した申立人名の納付書を発行していたことが確認でき、同区役所における国民年金の事務手続きに重大な過誤があったことが認められる。

また、i)申立人は「国民年金保険料はA区から送られてきた納付書で、夫の分と一緒に納付した」と申立てており、一緒に納付していたとする夫の国民年金保険料は申立期間においてすべて納付済になっており、納付日が確認できる平成7年4月分及び同年5月分については夫婦で同じ日に納付されていること、ii)当初の未納期間は昭和50年1月から51年12月までとされて

いたが、領収書があった50年1月から同年9月までは申立人の主張が認められて、D社会保険事務所で納付済と記録が訂正されていること、iii)申立期間は年度の途中であるためA区からは納付書は継続して送付されていたと考えられることから、申立人は申立期間においてもA区が送付した前夫の父の国民年金手帳記号番号が記載された申立人名の納付書で国民年金保険料を納付していたと考えるのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和56年10月から57年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、申立期間の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和56年10月から57年3月まで

申立期間の国民年金保険料は、自宅に来たA市役所の集金人へ、納付書と現金で納め、控用に複写で書いた領収書を渡された。昭和57年5月20日に、56年の残っていた市税と申立期間の国民年金を全部一緒に支払いました。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できないので、調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き、国民年金保険料をほぼすべて納付している上、多くの期間において付加保険料を納付していることから、納付意識が高いものと考えられる。

また、申立人は、市税徴収嘱託員の印が押されている申立期間に係る国民年金保険料の領収書を所持している上、当該市税徴収嘱託員に対し同保険料と同時に支払ったと述べる市税等の領収書も保有しており、それらの領収書と照らし合わせても、不自然な点は見受けられない。

さらに、申立人から提示のあった領収書について、A市は「当該市税徴収嘱託員は申立期間当時、A市役所B支所の税務課に在籍しており、申立人は当該市税徴収嘱託員に申立期間に係る国民年金保険料を預けたことは推測できる」と回答している。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和56年10月から57年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、申立期間の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和56年10月から57年3月まで

申立期間の国民年金保険料は、自宅に来たA市役所の集金人へ、納付書と現金で納め、控用に複写で書いた領収書を渡された。昭和57年5月20日に、56年の残っていた市税と申立期間の国民年金を全部一緒に支払いました。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できないので、調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き、国民年金保険料をほぼすべて納付している上、多くの期間において付加保険料を納付していることから、納付意識が高いものと考えられる。

また、申立人は、市税徴収嘱託員の印が押されている申立期間に係る国民年金保険料の領収書を所持している上、当該市税徴収嘱託員に対し同保険料と同時に支払ったと述べる市税等の領収書も保有しており、それらの領収書と照らし合わせても、不自然な点は見受けられない。

さらに、申立人から提示のあった領収書について、A市は「当該市税徴収嘱託員は申立期間当時、A市役所B支所の税務課に在籍しており、申立人は当該市税徴収嘱託員に申立期間に係る国民年金保険料を預けたことは推測できる」と回答している。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和44年5月15日から同年8月31日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のD社における資格取得日に係る記録を44年5月15日に、資格喪失日に係る記録を同年8月31日とし、申立期間の標準報酬月額を3万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和38年4月10日から同年12月26日まで
② 昭和43年3月25日から同年5月31日まで
③ 昭和44年5月15日から同年8月31日まで
④ 昭和45年8月5日から同年10月30日まで

申立期間の①について、A社に正社員として勤務し、ジャムやピーナツバターの製造・卸の業務に従事していた。

申立期間の②について、B社（現在はC社。以下同じ。）のH営業所に正社員として勤務し、主に二人一組で4トントラックによる市内集配業務に従事していた。

申立期間の③について、D社に正社員として勤務し、小売店などへの配達業務を行っていた。

申立期間の④について、E社（現在はF社。以下同じ。）に正社員として勤務し、消臭剤等の製造業務に従事していた。

申立期間①、②、③及び④の期間について、厚生年金保険の被保険者期間となっていないことに納得できないので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の③について、D社の事業主に照会したところ、「申立期間の③に係る人事記録等の資料は現存していないが、申立人は申立のとおり当社に

勤務しており、当該期間に係る厚生年金保険料を申立人の給与から控除していた」との回答があったことから、申立人が、同社に勤務し、申立期間の③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、当該期間における標準報酬月額については、申立人と同世代の同社社員の記録から、3万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行について、事業主は、申立人の申立期間の③に係る厚生年金保険料を社会保険事務所に納付したとしているが、D社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票の健康保険被保険者番号に欠番が見当たらないことから、申立人に係る社会保険事務所の記録が失われたことは考えられない上、資格の取得及び喪失のいずれの機会においても社会保険事務所が申立人に係る記録の処理を誤ることは考え難いことから、事業主が社会保険事務所へ資格の得喪等に係る届出を行っておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和44年5月から同年7月までの厚生年金保険料の納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間の①について、申立内容が具体的であることから、申立人が、当該期間においてA社に勤務していたことは推認されるものの、同社からは、当時の人事記録等は既に破棄されており、申立人の勤務状況等については不明であるとの回答があった。

また、申立人が名前を挙げた同僚から聴取したところ、当該同僚は、申立人については記憶していないとしており、さらに、当該同僚の証言内容からは、申立期間の①当時において事業主は、何らかの事情により一定期間継続して勤務した従業員のみを厚生年金保険に加入させていた状況が推認される。

なお、社会保険事務所が保管する同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を調査したが、申立期間の①において厚生年金保険被保険者資格を取得した者の中に申立人の名前は確認できない上、健康保険被保険者番号に欠番も無く、このほか、申立人が、申立期間の①において事業主により厚生年金保険料を給与から控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

申立期間の②について、C社に照会したところ、社員台帳及び退職者台帳に申立人に係る記録は無く、同社の厚生年金基金の社員台帳及び健康保険組合の加入員台帳にも申立人に係る記録は無いとの回答があった。

また、申立期間の②に係る申立人の雇用保険の被保険者記録は確認できず、社会保険事務所が保管する同社に係る厚生年金保険被保険者原票を調査しても、当該期間において厚生年金保険被保険者資格を取得した者の中に申立人の名前は確認できなかった。

さらに、事業主による給与からの厚生年金保険料控除について、申立人に明確な記憶は無く、申立人は、当時の同僚等の名前も記憶していないなど、申立内容は曖昧であり、このほか、申立人が、申立期間の②において事業主により厚生年金保険料を給与から控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

申立期間の④について、申立期間に係る申立人の雇用保険の被保険者記録は無く、F社G工場に照会しても、申立人の同社における在籍状況を確認できる資料は無いとのことであった。

また、「同社が厚生年金保険の適用事業所となったのは平成5年12月1日である」とする同社からの回答内容は、社会保険庁の記録とも一致し、同社従業員の証言内容からも、申立期間の④当時において、同社が厚生年金保険の適用事業所ではなかったことは明らかであると判断される。

なお、事業主による給与からの厚生年金保険料の控除について、申立人に明確な記憶は無く、申立人は、当時の同僚等の名前も記憶していないなど、申立内容は曖昧であり、このほか、申立人が、申立期間の④において事業主により厚生年金保険料を給与から控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間の①、②及び④に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

福島国民年金 事案 492

第1 委員会の結論

申立人の昭和 43 年 4 月から 49 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 4 月から 49 年 3 月まで
父は私の国民年金への加入手続きを昭和 42 年 10 月ごろ A 市役所で行い、送られてきた納付書で父母が国民年金保険料を納付していたので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金への加入手続きを父が A 市役所で行い、申立期間に係る国民年金保険料の納付を父母が行っていたと主張しており、申立人自身は申立期間に係る同保険料の納付に一切関与していないことから、納付状況等が不明である上、申立人の父母が申立人の同保険料を納付していたことを示す家計簿、確定申告書等の関連資料も無い。

昭和 43 年 4 月から 48 年 3 月までの期間については、A 市が作成した国民年金保険料検認記録によれば、申立人が申請免除されている記載があること、及び父母も同期間申請免除されている記載があることを確認できる。また、申立人に係る同保険料を納付していたとする母は、「年金としては納めたことはないような気がする」と述べていることから、納付していたとは考えにくい。

昭和 48 年 4 月から 49 年 3 月までの期間については、i) 申立人は、申立人の父が 53 年ごろまとめて郵便局で国民年金保険料を納付したと主張しているが、父によると「私たち夫婦の分は 3 か月に一回ぐらい払っていたが、息子の分はどうだったかな」と述べていること、ii) 53 年ごろに、48 年 4 月から 49 年 3 月までの同保険料を納付することができたのは第 3 回の特例納付であるが、父からはそうした証言も無いこと、iii) 父母の同保険料は納付済みとなっているが、同期間について同居し一緒に仕事をしていた弟も未納となつて

いることから、納付していたとは考えにくい。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和54年12月から55年4月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和34年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和54年12月から55年4月まで

私は、父の勧めで、20歳から国民年金に加入し、申立期間の国民年金保険料を納付してきたのは事実であるにもかかわらず、申立期間の国民年金の記録が無いことには納付できない。

厚生年金保険から国民年金に切り替わった際に、年金手帳が2冊（国民年金に係るものと厚生年金保険に係るもの）になったため、昭和55年8月にA市役所B支所の窓口で年金手帳を1冊にしてもらい、もう1冊は回収されてしまった。

私としては、回収された年金手帳に申立期間に係る別の国民年金手帳記号番号が記載されていたと思うので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所が保管する国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人が現在、所持している年金手帳に記載されている国民年金手帳記号番号は、昭和55年9月に払い出されていることが確認できる上、申立期間を含む54年2月から55年9月までの期間に申立人に対し別の同手帳記号番号を払い出されているか否かについて、同払出簿及び同管理簿により確認したが、申立人に対して別の同手帳記号番号が払い出されている状況は無かった。

また、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す家計簿や確定申告書等の関連資料は無く、ほかに申立期間の同保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

福島国民年金 事案 494

第1 委員会の結論

申立人の昭和 52 年 8 月から 53 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 29 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 52 年 8 月から 53 年 3 月まで
申立期間の国民年金保険料は納付していたにもかかわらず、未納となっていることには納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の国民年金保険料について、申立人は、当時の自分としては多額の保険料を一括して市役所窓口で納付したことを記憶していると述べているものの、具体的な納付方法や金額等については憶えていないなど、申立人の記憶は曖昧である上、ほかに申立期間の保険料が納付されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、申立人の年金記録をみると、本来、国民年金に強制加入すべき期間が未加入となっている期間が存在するなど、申立人の年金制度に対する関心は必ずしも高いとは言いがたい。

このほか、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す家計簿や確定申告書等の関連資料は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

福島国民年金 事案 495

第1 委員会の結論

申立人の昭和59年1月から62年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和39年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和59年1月から62年10月まで

私の国民年金の納付記録について社会保険事務所に照会したところ、申立期間の国民年金保険料が未納とのことだったが、母が納付し、その領収書を母から渡され、これを保管しておくようにと言われたこと、その後、領収書が無くても問題ないと思い、私がそれを捨てたため、母とトラブルになったことを鮮明に憶えている。私は、母が納付していたことを確信している。

第3 委員会の判断の理由

申立人自身は、国民年金への加入手続及び申立期間に係る同保険料の納付に関与していないため、具体的な納付状況等は不明であり、また、申立人の母が申立人の同保険料を納付していたことを示す家計簿、確定申告書等の関連資料は無く、申立期間に係る申立人の母の同保険料も未納となっている。

さらに、申立人に対する国民年金手帳の記号番号が払い出されたと考えられる平成2年4月の時点では、申立期間に国民年金保険料は、時効により納付できない上、このほか、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

福島厚生年金 事案 361

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 6 月 21 日から 54 年 10 月 1 日まで
申立期間に、夫は単身でA県にあったB社(株)に働きに行っていたので、厚生年金保険の記録が無いのはおかしい。その時の健康保険に関しては「C国民健康保険」であったと記憶しているので調査してほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、雇用保険の記録と昭和 49 年 7 月 1 日付けでD社から出された表彰状から、申立事業所に勤務していたことが推察される。しかしながら、申立人の妻は、申立期間当時の健康保険について「C国民健康保険」であったと記憶しているものの、当委員会が行った申立事業所への事業所照会では「申立期間当時、現場の作業員は「E国民健康保険」に加入させていたが厚生年金保険には加入させていなかった。」と回答している上、申立事業所から提出された「E国民健康保険」の加入員台帳から、申立人は現場の作業員として勤務していたことが確認でき、申立人が厚生年金保険料を給与から控除されていたとは考え難い。

また、社会保険事務所が保管する申立事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を調査したところ、申立人が主張する昭和 42 年 6 月 1 日から 54 年 10 月 1 日までの間に厚生年金保険の被保険者資格を取得した者の中に申立人の氏名は無く、健康保険証の整理番号に欠番も無い上、社会保険事務所の事務処理にも不自然さは見られないことから、申立人が申立期間に厚生年金保険の被保険者となった形跡は見当たらない。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認で

きる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

福島厚生年金 事案 362

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 49 年 10 月 31 日から 50 年 3 月 6 日まで

私は、昭和 48 年 3 月に A 事業所に入社し、オーナーが変わり別会社となる 50 年 7 月までの間、継続して A 事業所に勤務していたにもかかわらず、社会保険庁の記録では 49 年 10 月 31 日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失したものとされている。

A 事業所を途中で退職したことはなく、仕事内容や勤務条件についても変わることなく勤務していたので調査してほしい。

なお、社会保険庁の記録では、A 事業所と同じ事業主が経営していた B 事業所において、昭和 53 年 3 月 6 日に厚生年金保険の被保険者資格を取得したものとされているが、私は、B 事業所に勤務した覚えはない。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の A 事業所及び B 事業所に係る厚生年金保険被保険者記録において、申立人と同様の被保険者資格取得喪失の記録が確認できる複数名の同僚から電話等による聴取を行ったところ、申立人が申立期間において継続して A 事業所に勤務していたことが推認できる証言は得られたものの、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を給与から控除されていた事情をうかがわせる証言を得ることはできなかった。

また、A 事業所及び B 事業所両事業所の代表取締役であった元事業主に照会を行ったところ、「A 事業所は昭和 49 年 11 月に倒産しており、申立期間当時の人事記録資料等は現存していないが、申立人は会社が倒産する前に退職したと記憶している」、「申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失届については、社会保険庁の記録どおりの届出を行っており、申立人の給与から申立期間に係る厚生年金保険料の控除はしていない」との回答があり、申立期

間当時のA事業所の取締役からも同様の証言があった。

なお、申立人に係る雇用保険の被保険者資格取得日及び離職日の記録内容と、社会保険庁が管理する申立人に係る厚生年金保険被保険者資格取得日及び喪失日の記録内容はほぼ一致している上、A事業所及びB事業所の健康保険厚生年金保険被保険者原票を調査しても、申立期間における厚生年金保険被保険者資格取得者の中に申立人の名前は確認できず、健康保険被保険者番号に欠番も無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 45 年 7 月から 48 年 6 月まで
② 平成元年 7 月から 2 年 12 月まで

申立期間の①（A社において厚生年金保険に加入）及び②（B社において同保険に加入）の標準報酬月額の記録を次のとおり訂正してほしい。

申立期間の①の標準報酬月額について、社会保険庁の記録では、昭和 45 年 7 月から 4 万 5,000 円、46 年 10 月から 5 万 2,000 円、47 年 7 月から 6 万 8,000 円となっているが、当時、私を含め営業を担当していた社員 3 人に対して、会社から月 50 万円の人件費が支給され、それを 1 人当たり 15 万円に分配（残り 5 万円は予備費としていた。）していたことから、15 万円に訂正してほしい。

申立期間の②の標準報酬月額について、社会保険庁の記録では、平成元年 7 月から 26 万円、2 年 7 月から 41 万円となっているが、当時、私は専務として仕事をしており、役員報酬として元年 7 月から月 30 万円、2 年 7 月から月 50 万円支給されていたことから、その支給金額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の①及び②について、申立人が主張する標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

申立期間の①について、A社は昭和 58 年 3 月に社会保険の適用事業所ではなくなっており、賃金台帳等の申立人の申立期間に係る給与支払・保険料控除を確認できる資料は無く、また、申立人は、受け取っていた給与の中に営業活動のための費用が含まれていたと思うと述べており、申立人の労働の対

償として受けた報酬に関する記憶は必ずしも明確ではない。

申立期間の②について、B社は平成3年8月に社会保険の適用事業所ではなくなっており、同社の社会保険事務を受託していたと思われる社会保険労務士に問い合わせたものの、その受託の事実は確認できず、当時の事業主にも連絡が取れなかったことから、申立人の申立期間に係る給与支払・保険料控除を確認できる資料は得られなかった。

このほか、社会保険庁の申立期間の①及び②の標準報酬月額記録に訂正箇所は無く、同庁の記録に不自然な点はみられない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。